

徳島県LEDビジョン設置工事(設計・施工)業務
委託候補者選定要領

1 目的

この要領は、徳島県LEDビジョン設置工事(設計・施工)業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、委託候補者の選考に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 審査の方法

- ・選考委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。選考委員会での説明資料は提案書のみとし、それ以外の資料の提出は不可とする。
- ・選考委員会は令和7年12月10日(水)午後2時30分から開催し、提案者はWeb会議の参加とする。Web会議の案内は、参加資格を有する応募者に別途通知する。
- ・参加資格を有する応募者が6者を超える場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選考委員会に参加する5者を選定する。
- ・評価基準に基づき各委員が評価し採点を行い、最優秀委託候補者及び第1～2位補欠候補者を選定する。
- ・なお、応募者が1者のみの場合は、前記「採点」を「適・不適の判定」に読み替える。

3 採点・評価の方法

各委員が応募者毎に別紙1の採点表により採点又は評価を行う。

(1) 採点・評価の手順

- ①各審査項目を評価基準に基づき、採点を行う。
- ②採点の結果、同点が2者以上の場合は、評価基準「提案内容の実効性」の得点が高い順に高得点者とする。
- ③応募者が1者の場合は、上記規定による評価を行わず、各委員が「評価基準」に基づき総合的に審査の上、適否(適・不適)の評価を行う。なお、評価が分かれる場合は、選定委員会の協議により最終的な適否の評価を決定する。
- ④各委員が採点した「採点表」をもとに、応募者ごとに「委員別集計表」を必要に応じて作成するものとする。

(2) 採点の基準

応募者が1者の場合を除き、採点の基準は次のとおりとし、相対的な評価を行う。

評価区分	20点満点
特に優れている	20
優れている	16
普通	12
やや劣る	8
劣る	4

徳島県LEDビジョン設置工事(設計・施工)業務評価基準

評価項目		評価の着眼点	配点
提案内容の評価	提案内容の実効性	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえ、提案内容が具体的に説得力があり、成果が期待できるものであるか。	20
	業務遂行の確実性	・堅実な運営体制が確立されており、事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。	20
	業務実施の安全性	・施工に関し、十分な安全対策が取られているか。施工後に自然災害等に耐える構造が計画されているか。	20
	予算の妥当性	・予定価格の上限額に収めることを目的としたものではなく、事業全体の費用対効果及び経済性の観点から効率的な予算の提案になっているか。	20
	類似業務の受託実績	・関連業務に係る業務実績並びに本事業で必要な知見、専門知識及びノウハウを有しているか。	20
	機器管理の合理性	・故障、不具合時の緊急対応体制、機器保証期間、予備品の納入、保守管理に対する配慮がされているか。	20
合 計			120点満点